

	平成26年4月1日	環地温発第14040123号
改正	平成27年4月9日	環地温発第15040960号
改正	平成28年4月1日	環地温発第16040140号
改正	平成29年3月29日	環地温発第1703296号
改正	平成30年3月30日	環地温発第1803308号
改正	平成31年3月28日	環地温発第19032811号
改正	令和2年4月1日	環地温発第20040152号
改正	令和3年3月30日	環地温発第21033015号
改正	令和4年3月31日	環地温発第22033115号
改正	令和5年3月27日	環地温発第23032717号
改正	令和6年3月26日	環地温発第23032614号
改正	令和7年3月31日	環地温発第25033127号

地域における地球温暖化防止活動促進事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、その適性な実施を図ることを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第38条第1項により指定された地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「デコ活ローカル」という。）が、同条第2項に基づき行うエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項に規定するデコ活ローカルとする。

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）への協力

キ 間接補助事業者が実施する間接補助事業の進捗管理及び事業評価の取りまとめ

ク 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

- ① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで、第19条並びに第20条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第17条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき、必要に応じて委員会に諮った上で、間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省地球環境局長と協議の上、行うものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により実施された事業や成果に関わる印刷物やwebサイト等の各種媒体・コンテンツには、環境省補助事業である旨を極力明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。

- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

第4 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(3) 間接補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第十一号イ、ウ及びエに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第5 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成27年度予算に係る補助金から適用し、平成26年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用し、平成27年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成29年3月29日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成29年度予算に係る補助金から適用し、平成28年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用し、平成29年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成31年度予算に係る補助金から適用し、平成30年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和3年度予算に係る補助金から適用し、令和2年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和4年度予算に係る補助金から適用し、令和3年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用し、令和4年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和 7 年度予算に係る補助金から適用し、令和 7 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
地球温暖化対策の推進に関する法律によるデコ活ローカルの事業	地球温暖化対策の推進に関する法律によりデコ活ローカルが実施するエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を行う事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に10分の5を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。